

## 倉敷市立図書館雑誌カバー広告掲載希望者(雑誌スポンサー)募集要領

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌カバーを広報媒体として民間企業等に提供しその事業活動を促進するとともに、倉敷市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌を購入していただき、寄贈を受けた雑誌を図書館の雑誌棚に並べます。寄贈雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。

また、図書館へ寄贈を受けた雑誌は図書館の所有とします。

### 3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーが、倉敷市広告掲載基準第5条に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、倉敷市広告事業実施要綱第4条及び倉敷市広告掲載基準第6条に該当するものは、対象としません。

### 4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

### 5 広告の規格・表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とし、その大きさ及び貼付位置は次のとおりとします。なお、スポンサー名等の表示は雑誌スポンサー申込者が作成してください。

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内、

貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央

(2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。

(3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、契約後、広告の内容を変更することが出来

るものとし、ただし、広告内容の変更については、別に定める審査を実施するため、審査期間が必要となります。

(4) 雑誌の配置場所は図書館が決定します。

## 6 広告の期間

広告の掲出期間は、原則として教育長が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2箇月前までに、教育長又は広告掲載者いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

## 7 申込の受付

申込は、随時受付します。

## 8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

## 9 申込方法

雑誌スポンサー制度利用申込書兼寄付採納申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

## 10 協定書の締結

雑誌スポンサーに決定した場合は、雑誌カバー広告に係る雑誌の提供に関する協定書(様式第2号)により協定を締結します。

## 11 提供雑誌購入代金の支払方法

提供していただく雑誌代金の支払は、納入業者に直接お支払いください。

(1) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

(2) 提供していただく雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとし、

## 附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。